

第31節 災害時要援護者応急対策計画

災害発生時において、高齢者、傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の災害時要援護者に対して配慮した災害応急対策を実施するものとする。

主な実施機関

市町村，県（文化国際課，保健福祉政策課，医療政策課，健康増進課，
障害福祉課，長寿社会課，こども未来課，

社会福祉施設等の管理者

社会福祉施設等とは，社会福祉施設，老人保健施設及び病院をいう。

第1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は，あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い，速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は，支援の必要性の高い被災者を優先し，可能な限り，緊急一時入所等，施設への受入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は，水，食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め，近隣施設，県及び市町村等に支援を要請するものとする。
- (4) 県及び市町村は，ライフラインの優先的な復旧や，水，食料品，生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて，被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

第2 障害者及び高齢者に係る対策

- (1) 県及び市町村は，被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 県及び市町村は，掲示板，広報誌，パソコン，ファクシミリ等を活用し，また，報道機関との協力のもとに，新聞，ラジオ，文字放送等を利用することにより，被災した障害者及び高齢者に対して，生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 県及び市町村は，被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子，障害者用携帯便器，おむつ等の物資やガイドヘルパー，手話通訳者等のニーズを把握し，調達に努める。
- (4) 県及び市町村は，避難所や在宅における障害者及び高齢者のニーズを把握し，ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずるものとする。

第3 児童に係る対策

(1) 県及び市町村は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。

(2) 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施するものとする。

(3) 県及び市町村等は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

第4 外国人等に対する対策

(1) 県及び市町村は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。

(2) 県及び市町村は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。

(3) 県及び市町村は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。